提出者	No.	賛否	コメント（賛成･反対の理由や具体的な代替案をご記載ください）
株式会社プロネクサス　IRコンサルティング部	1	賛成	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」第64項「企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」と整合した提案であり、賛成する。 気候基準案の再提案のBCX3「ここで、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の開示目的を満たす開示を作成するにあたり、」の「開示目的」という用語について、公開草案では、「一般基準案」、「気候基準案」の４つのコア･コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に対してのみ使用されている。「開示目的」を使用すると対象範囲や意味が限定されて解釈されるおそれがあるため、「目的」に変更することが考えられる。（適用基準案の再提案のBCX2についても同じ） 再提案の結論の背景のBC9における「「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いて測定することを認めることにより作成者のコストを低減することと、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることのいずれを優先すべきかに関して、IFRS サステナビリティ開示基準は必ずしも明らかにしていないと考えられることが確認された。」との認識には賛同しない。IFRS S1では、開示の負担を緩和するため、「リスク及び機会の識別」など限定した項目に対し、「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」との規定をおいている（IFRS S1.BC9）。当該、「過大なコストや労力」に配慮した規定は、「指標及び目標」に対しては設けられていない(なお、IFRS S2号「気候関連開示」においても、当該、「過大なコストや労力」に配慮した規定は、「「スコープ1 」及び「スコープ2 」の温室効果ガス排出の測定」に対しては設けられていない（IFRS S2.BC15））。よって、「指標及び目標」については、IFRS S1.64に従い、「企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」との定めが優先されると考える。